

破産法改正

第3回 手続の公正さの確保

現代の破産事件の特徴は大量性、大規模性にあるが、これら現代的な破産事件を、適正かつ公正な手続のもとで、しかも、滞留させず円滑かつ迅速に処理することは、経済社会の要請の1つである。そのため、そもそも事情をよく知らない破産裁判所としては、職権により自らチェックしようとするのではなく、まず事情をよく知る破産者、申立人及び申立代理人、破産管財人並びに債権者等といった利害関係人のイニシアティブを尊重し、その相互のチェックにより問題があるときに、事後的に判断していくという、手続運用が合理的である。東京地裁における申立・管財業務書式の定型化・簡素化、即日面接、少額管財、債権者集会の原則的開催などといった一連の実務運用での工夫は、この帰結といえる。

改正法では、このような現代的な大量または大規模な破産事件の円滑かつ迅速な手続運用を想定し、手続の公正さを確保するため、利害関係人のチェック手段が整備・拡充された。

主な改正点は、次のとおりである。

■記録の閲覧・謄写制度の明文化、閲覧等制限制度の導入

民事再生法及び会社更生法と同様に、債権者等による記録の閲覧・謄写制度が明文化される（11条）一方で、営業譲渡などでの管財業務の秘密保持の必要性から、支障部分の閲覧等制限の制度も導入された（12条）。前者については、東京地裁では、改正前に、すでに認める運用に改められていた。

■保全処分の充実

破産手続開始決定前の保全処分が、民事再生法及び会社更生法と同様に充実され、保全管理命令（91～96

条）及び包括的禁止命令（25～27条）が明文化された。前者については、東京地裁では、改正前に、証券会社の破産事件で顧客への預り資産返還のため、すでに解釈により発令されていた。さらに、否認権のための保全処分も、第三者に対するものであるため、解釈上、認められるのか争いがあり、実務的には消極的に解されていたところであるが、民事再生法及び会社更生法の一部改正とともに、導入された（171～172条）。

■破産者等の説明義務の強化

破産管財人等が説明を求められる相手方の範囲が従業員にも拡大されたほか（40条、268条）、破産者の破産手続開始決定後遅滞なくの重要財産開示義務が新設された（41条、269条）。

■債権者委員会制度の導入

破産管財人の職務と重複するため今後も利用が見込まれない監査委員制度（旧170～175条）が廃止される一方で、民事再生法及び会社更生法と同様に、債権者委員会制度が導入された（144～147条）。破産管財人がその意向を汲むことでより迅速かつ円滑な管財業務の遂行が可能となる、債権者間に同質性のある限られた事案についてではあるが、利用が想定されている。

■役員責任査定制度の導入

法人破産事件について、民事再生法及び会社更生法と同様に、破産裁判所の決定手続により簡易かつ迅速に責任追及をできるように、役員責任査定制度が導入された（177～181条）。

（法律研究部倒産法部 成田 敏）